
富良野市

分別収集計画書

(容器包装廃棄物)

令和 7 年 9 月
北海道富良野市

～ 目 次 ～

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

富良野市分別収集計画

令和7年9月4日

1 計画策定の意義

「美しい」のその先へ。WA!がまち、ふらの」を、まちづくりスローガンとして、(ひとのWA!・しごとのWA!・まちのWA!・自然のWA! (共創・デジタル))をまちづくりコンセプトとし、第6次富良野市総合計画を策定してきています。ごみの減量・再資源化については、総合計画の基本施策「感じる。つなげる。自然のWA!」に位置づけ、多様化する環境問題や廃棄物のリサイクル対策や安全な市民生活の確保を図るため、行政、事業者、市民が連携・協力するシステムを構築し、人と自然が共生するまちづくりに取り組んでおります。

美しく快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、次世代のための持続的発展が可能な社会づくりを目指し、環境負荷の少ない資源循環型の社会を構築しなければなりません。

限りある資源の有効利用を図るリサイクルは、省エネルギーの面から、また、地球環境の保全上も極めて有益な取り組みであり、そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要です。

本計画は、このような状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「法」という)第8条に基き、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものであります。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、限りある資源の有効活用・再生利用等廃棄物の循環型による社会形成が図られるものであります。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は以下の通り。

- ・ごみ排出抑制、再利用、リサイクルを基本にした循環型地域社会づくり
- ・市民・事業者・行政等関係者が一体となった取り組みによる環境への付加の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色・茶色・その他)、飲料用紙製容器、ダンボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装(白色トレイ含む)を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	915.46 t	902.29 t	889.08 t	875.93 t	862.77 t
製品プラスチック	70.94 t	69.92 t	68.90 t	67.88 t	66.86 t

○容器包装廃棄物種別ごとの排出量の見込み

	原単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画処理区域人口（人）	1人1日当たり排出量(g)	19,196	18,920	18,643	18,367	18,091
算出方法	分別基準適合量（t）＝（原単位×計画処理区域人口×365日）/1,000,000					
容器包装廃棄物	スチール製容器	12.76	89.41	88.12	86.83	85.55
	アルミ製容器	5.72	40.08	39.51	38.93	38.35
	無色のガラス製容器	11.65	81.63	80.46	79.28	78.11
	茶色のガラス製容器	10.86	76.10	75.00	73.90	72.81
	その他のガラス製容器	9.18	64.33	63.40	62.47	61.55
	紙パック	0.20	1.41	1.39	1.37	1.35
	ダンボール	21.37	149.73	147.58	145.42	143.27
	紙製容器包装	－	－	－	－	－
	ペットボトル	18.41	129.00	127.14	125.28	123.42
	プラスチック製容器包装	40.50	283.77	279.69	275.60	271.52
	製品プラスチック	－	－	－	－	－
	合計		915.46	902.29	889.08	875.93

※各分別基準適合物ごとの原単位（1人1日当たり排出量）

		令和6年度		
		計画処理区域人口（人）	分別基準適合物量	原単位（1人1日当排出量（g））
		A	B	C＝（B×1,000,000）/（A×365）
容器包装廃棄物	スチール製容器	19,760	91.98	12.76
	アルミ製容器		41.21	5.72
	無色のガラス製容器		83.95	11.65
	茶色のガラス製容器		78.33	10.86
	その他のガラス製容器		66.15	9.18
	紙パック		1.42	0.20
	ダンボール		154.07	21.37
	紙製容器包装		－	－
	ペットボトル		132.73	18.41
	プラスチック製容器包装		292.09	40.50
	製品プラスチック		－	－

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進ための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

分別収集の実施に当たり、他の分別収集ごみも含め、個別での分別指導及び地域での分別説明会開催、市広報誌等を通じて周知徹底する。

①ごみ分別の出前講座

ごみの減量化やリサイクルごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように自治会や学校その他グループからの要請に応じ職員が説明等を行う。

②教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場におけるごみ分別に関する「副読本」を活用した環境教育や、自治会等が行うごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ処理状況について情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

③リサイクルセンターにおける情報提供・学習拠点の整備

リサイクルマーケットをはじめとした各種取り組みにより、市民・自治会や学校、その他グループに対して、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義効果に関する意識の啓発に努める。

④過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

⑤買い物袋の持参の徹底

レジ袋等小売包装の排出抑制のため、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、広域処理施設（中富良野町資源回収センター）収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

※プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックについては未実施。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	空き缶
主としてアルミ製の容器	
無色のガラス製容器 主としてガラス製の容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	空きびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主としてダンボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの （白色トレイ含む。）	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	89.41 t		88.12 t		86.83 t		85.55 t		84.26 t	
主としてアルミ製の容器	40.08 t		39.51 t		38.93 t		38.35 t		37.78 t	
無色のガラス製容器	(合計) 81.63 t		(合計) 80.46 t		(合計) 79.28 t		(合計) 78.11 t		(合計) 76.93 t	
	(引渡数量) 81.63 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 80.46 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 79.28 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 78.11 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 76.93 t	(独自処理数量) t
茶色のガラス製容器	(合計) 76.10 t		(合計) 75.00 t		(合計) 73.90 t		(合計) 72.81 t		(合計) 71.72 t	
	(引渡数量) 76.10 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 75.00 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 73.90 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 72.81 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 71.72 t	(独自処理数量) t
その他のガラス製容器	(合計) 64.33 t		(合計) 63.40 t		(合計) 62.47 t		(合計) 61.55 t		(合計) 60.62 t	
	(引渡数量) 64.33 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 63.40 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 62.47 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 61.55 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 60.62 t	(独自処理数量) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1.41 t		1.39 t		1.37 t		1.35 t		1.33 t	
主としてダンボール製の容器	149.73 t		147.58 t		145.42 t		143.27 t		141.12 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t	
	(引渡数量) － t	(独自処理数量) t	(引渡数量) － t	(独自処理数量) t	(引渡数量) － t	(独自処理数量) t	(引渡数量) － t	(独自処理数量) t	(引渡数量) － t	(独自処理数量) t
主としてポリエチレンテレフタレート（PER）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 129.00 t		(合計) 127.14 t		(合計) 125.28 t		(合計) 123.42 t		(合計) 121.57 t	
	(引渡数量) 129.00 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 127.14 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 125.28 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 123.42 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 121.57 t	(独自処理数量) t
主としてプラスチック製の容器であって授記以外のもの	(合計) 283.77 t		(合計) 279.69 t		(合計) 275.60 t		(合計) 271.52 t		(合計) 267.44 t	
	(引渡数量) 283.77 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 279.69 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 275.60 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 271.52 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 267.44 t	(独自処理数量) t
(うち白色トレイ)	(合計) 8.51 t		(合計) 8.39 t		(合計) 8.27 t		(合計) 8.15 t		(合計) 8.02 t	
	(引渡数量) 8.51 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 8.39 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 8.27 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 8.15 t	(独自処理数量) t	(引渡数量) 8.02 t	(独自処理数量) t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t		(合計) － t	
	(引渡数量) － t	(独自処理数量) t	(引渡数量) － t	(独自処理数量) t	(引渡数量) － t	(独自処理数量) t	(引渡数量) － t	(独自処理数量) t	(引渡数量) － t	(独自処理数量) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

○分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

	原単位	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画処理区域人口（人）	1人1日当たり排出量(g)	19,196	18,920	18,643	18,367	18,091
算出方法	分別基準適合量（t）＝（原単位×計画処理区域人口×365日）/1,000,000					
容器包装廃棄物	スチール製容器	12.76	89.41	88.12	86.83	85.55
	アルミ製容器	5.27	40.08	39.51	38.93	38.35
	無色のガラス製容器	11.65	81.63	80.46	79.28	78.11
	茶色のガラス製容器	10.86	76.10	75.00	73.90	72.81
	その他のガラス製容器	9.18	64.33	63.40	62.47	61.55
	紙パック	0.20	1.14	1.39	1.37	1.35
	ダンボール	21.37	149.73	147.58	145.42	143.27
	紙製容器包装	－	－	－	－	－
	ペットボトル	18.41	129.00	127.14	125.28	123.42
	プラスチック製容器包装	40.50	283.77	279.69	275.60	271.52
	〃（うち白色トレイ）		8.51	8.39	8.27	8.15
	合計		915.46	902.29	889.08	875.93

※白色トレイの量は、プラスチック製容器包装に含めて収集しており実測値がないため、市町村分別収集計画策定の手引き（表2-3-1ごみ排出量D2に占める容器包装廃棄物比率）により算出した。

※各分別基準適合物ごとの原単位（1人1日当たり排出量）

		令和6年度		
		計画処理区域人口（人）	分別基準適合物量	原単位（1人1日当排出量（g））
		A	B	C＝（B×1,000,000）/（A×365）
容器包装廃棄物	スチール製容器	19,760	91.98	12.76
	アルミ製容器		41.21	5.72
	無色のガラス製容器		83.95	11.65
	茶色のガラス製容器		78.33	10.86
	その他のガラス製容器		66.15	9.18
	紙パック		1.42	0.20
	ダンボール		154.07	21.37
	紙製容器包装		－	－
	ペットボトル		132.73	18.41
	プラスチック製容器包装		292.09	40.50

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、これまで一部で見られた容器包装廃棄物の集団回収については、町内会や市民団体、又は学校による公益的取り組みに限り、継続して実施することも可能とする。

分別収集の実施主体を以下の表に示す。

表 10－1 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬業者	選別・保管等段階
スチール製容器	空き缶	市による定期収集	民間業者
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	空きびん	市による定期収集	中富良野町 資源回収センター
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器包装	紙パック	市による定期収集 ※住民団体等による集団回収	富良野市 リサイクルセンター
ダンボール	ダンボール	市による定期収集 ※住民団体等による集団回収	
ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	中富良野町 資源回収センター
その他プラスチック製 容器包装（白色トレイ含む）	プラスチック類	市による定期収集	中富良野町 資源回収センター

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空き缶については、民間業者の施設において選別・保管する。ダンボール、紙製容器包装については、富良野市リサイクルセンターにおいて選別・保管する。

空きびん、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装については、富良野生活圏で共同処理している中富良野町資源回収センターにおいて選別・保管する。

表 11－1 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状・形式・能力・数量等）
排 出	集積場所	資源回収ステーション（683 箇所） 空きびんポスト（236 箇所）
収集・運搬	収集車両	塵芥車又は、平ボディ車
選別・保管	民間業者 富良野市リサイクルセンター 中富良野町資源回収センター	

表 11-2 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空き缶	指定袋	4 t 塵芥車	委託業者 (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	空きびん	専用びんポスト	4 t 平ボディ車	中富良野町 資源回収センター (選別・圧縮・保管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛る	4 t 塵芥車	富良野市 リサイクルセンター (選別・保管)
ダンボール	ダンボール	紐で縛る	4 t 塵芥車	
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	4 t 塵芥車	中富良野町 資源回収センター (選別・圧縮・保管)
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類	指定袋	4 t 塵芥車	

表 11-3 分別収集に必要な施設計画（その1）

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形 式、能力、数量等）及び 整備計画	管理主 体等	参考欄 (現有施設状況)
【排出段階】				
1. 排出容器				
1.1 指定袋	a. 缶類（スチール、アルミ缶混合） b. ペットボトル c. その他のプラスチック製容器包装	a～c（仕様） 材質：ポリエチレン フィルム製 容量：45ℓ及び20ℓ	市	・空き缶として混合収集 ・ペットボトルとして収集 ・プラスチック類として収集
1.2 紐で結束	d. 飲料用紙製容器包装 e. ダンボール			・紙パックとして収集 ・ダンボールとして収集
1.3 びんポスト	f. びん類（無色・茶色・その他）	f.（仕様） 材質：FRP 製		・空きびんとして収集
2. 集積場所	a～e	ごみステーション	町内会	市内全域 683 箇所
	f	びんポスト	市	市内全域 236 箇所

表 11-4 分別収集に必要な施設計画（その2）

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理主 体等	参考欄 （現有施設状況）
【運搬段階】				
1. 専用車両				
1.1 塵芥車 同上 同上 平ボディ車 塵芥車	a. 缶類（スチール、アルミ缶混合） b. ペットボトル c. その他のプラスチック製容器包装 d. 飲料用紙製容器包装 e. ダンボール	・委託業者車両 （仕様） 形式：最大積載量 1,850kg～7,100kg 箱型・押込式・平ボディ 数量：12 台	市	・塵芥車により収集 ・同上 ・同上 ・平ボディ車により収集 ・塵芥車により収集
1.2 平ボディ車	f. びん類（無色・茶色・その他）	・委託業者車両 （仕様） 形式：最大積載量 6,600kg 平ボディトラック 数量：1 台		・平ボディ車により収集

表 11-5 分別収集に必要な施設計画（その3）

施設の種別	対象とする容器包装 廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等） 及び整備計画	管理主 体等	参考欄 （現有施設状況）
【中間処理段階】				
1. 再生施設				
1.1 中富良野町 資源回収 センター ①選別・圧縮・ 設備 ②保管設備	a. ペットボトル b. その他の プラスチック製容器包装 c. びん類 （無色・茶色・その他）	（仕様） 主要機器：ベルトコンベア、圧縮梱包器 能力：0.653 t/h （仕様） 主要機器：ベルトコンベア、圧縮梱包器 能力：0.3 t/h （仕様） 手選別にて異物除去 （仕様） 構造：鉄骨造 ヤード面積：414.75 m ²	中 富 良 野 町 富 良 野 市	平成 15 年 4 月より 稼働開始
1.2 富良野市 リサイクル センター	a. 飲料用紙製容器包装 b. ダンボール	（仕様） 手選別にて異物除去 同上		
1.3 委託業者	a. 缶類 （スチール、アルミ缶混合）	（仕様） 手選別にて異物除去		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集をより円滑かつ効率的に進めていくため、市民（公募 1 名）、市民団体（消費者協会 1 名、婦人団体 1 名）、自治組織（町内会連合会 1 名、地域町内区会 2 名）、事業者（清掃業 1 名、小売業 1 名、商工会議所 1 名）、農業団体（農協 1 名）から計 10 名の委員で構成された「富良野市廃棄物減量等推進審議会」を設置し、広く意見を聴取している。

また、市ホームページ・広報誌・ごみ分別アプリ等で、環境美化・ごみの分別・ごみの減量等について周知を図っている。

本市の廃棄物処理については、「富良野市一般廃棄物処理基本計画」によって進められており、現行の 14 種分別により、容器包装廃棄物については収集段階においてほぼ分別されており、現行の分別方法を今後とも堅持していく。

廃棄物の広域処理については、富良野沿線自治体 1 市 3 町 1 村（富良野市・中富良野町・上富良野町・南富良野町・占冠村）により「一般廃棄物広域分担処理検討協議会」を設置し、容器包装廃棄物他 4 種目について広域処理を実施している。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和 4 年 4 月 1 日に施行されたことにともない、同法第 32 条（指定法人に委託し再商品化を行う方法）及び同法 33 条（再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで再商品化を行う方法）について、富良野沿線自治体と協議を行いプラスチックの再商品化について取り組んでいく。